

芦屋市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 96,360	千円 36,676,011	千円 300,486	千円 7,699,303	% 21.0	% 22.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 670	千円 2,827,788	千円 1,139,073	千円 1,130,353	千円 5,097,214	千円 7,608	千円 5,935

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

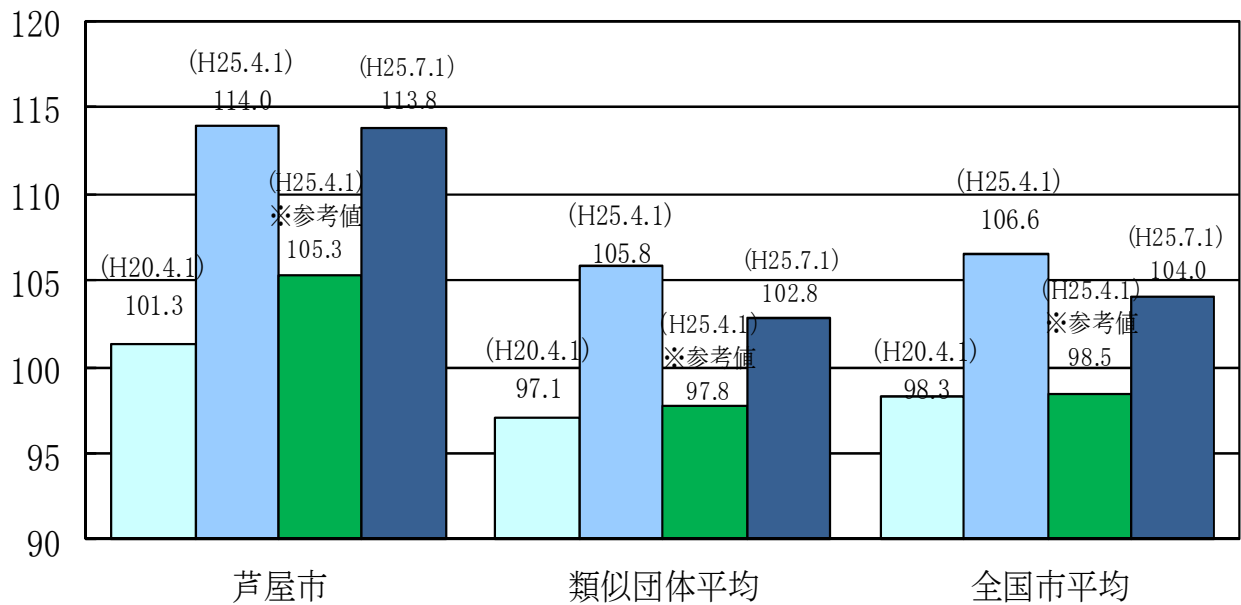
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	<p>本市は、平成15年の財政非常事態宣言以降、職員給与の減額措置や職員数の削減等によって、人件費の削減に取り組んできましたが、その間は給与制度そのものの見直しが進まなかったため、平成24年の減額措置期間の終了とともに職員1人当たりの平均年収が全国1位の水準となりました。また、職員採用を抑制して職員数を削減してきた結果、団塊の世代の大量退職以降は管理職の昇任年齢の低下を引き起こし、ラスパイレス指数が年々上昇する状況にもなっています。</p> <p>そのため、平成24年5月から行政改革実施計画に基づき、国家公務員の給与制度に準拠することを基本に、職員給与・定員管理・人事諸制度等制度そのものを全般的に見直し、適正化を図る取組を進めているところです。</p> <p>本市の状況を踏まえれば、国から要請があった時限的な減額措置でなく、要請を受ける以前から先行して取り組んできた制度そのものを見直すことこそが最優先で取り組まなければならないものであったことに加え、恒久的な制度改正を実施すれば、国の要請する減額を上回る取組になることから、本市では減額措置は実施せず、職員給与等の適正化に取り組むこととしました。</p>

(その他)

55歳を超える課長級以上の職員について給料の1.5%の減額を実施

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

芦屋市では、阪神・淡路大震災以降、復興財源を確保するために職員数の削減をはじめとした総人件費削減の取組を進め、平成15年度以降の行財政改革においても、職員数の削減及び職員給与の削減措置を掲げ、総人件費の削減に努めてきました。しかし、職員数を削減する反面、管理職の数の削減が進まなかったため、平成19年度以降、団塊の世代の定年退職等による退職者数の増加に伴い、管理職の昇任年齢の低下が顕著になり、それがラスパイレス指数を上昇させる原因となっています。

今後は、組織を見直し、管理職ポスト数を適正化することによって昇任年齢を元の状態に戻すとともに、時限的な給与削減措置ではなく、恒久的な給与制度の見直しを行うことにより、行政改革実施計画の計画期間の平成28年度までラスパイレス指数を漸減させ、平成19年度以前の100未満の数値に戻すよう努めてまいります。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芦屋市	39.7歳	319,442円	472,506円	431,338円
兵庫県	44.2歳	338,368円	435,954円	386,748円
国	43.1歳	307,220 (332,446)円	—	376,257 (405,463)円
類似団体	42.8歳	325,045円	388,425円	359,832円

② 技能労務職

ア 公務員

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
芦屋市	46.8歳	103人	351,220円	465,977円	426,479円
うち清掃職	45.6歳	27人	355,481円	489,608円	436,251円
うち調理職	41.1歳	22人	291,768円	373,964円	356,230円
兵庫県	52.1歳	623人	332,135円	399,381円	364,202円
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)
類似団体	49.3歳	36人	315,491円	350,999円	336,134円

イ 民間

市職種 区分	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	(A/B)	(参考) 年収ベース (試算値) の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
清掃職	廃棄物処理業従業員	44.6歳	290,600円	1.68	7,633,796円	3,980,600円	1.92
調理職	調理士	42.4歳	276,800円	1.35	5,909,068円	3,688,100円	1.60

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（小・中学校、幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芦屋市	40.9歳	357,500円	444,277円
兵庫県	42.7歳	361,006円	414,795円
類似団体	40.5歳	306,506円	336,303円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		芦屋市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	179,100円	174,688円	163,987円(172,200円)
	高校卒	149,100円	141,177円	133,418円(140,100円)
技能労務職	高校卒	149,100円	137,562円	—
	中学卒	137,800円	—	—
教育職	大学卒	203,100円	195,107円	—
	高校卒	158,600円	173,125円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

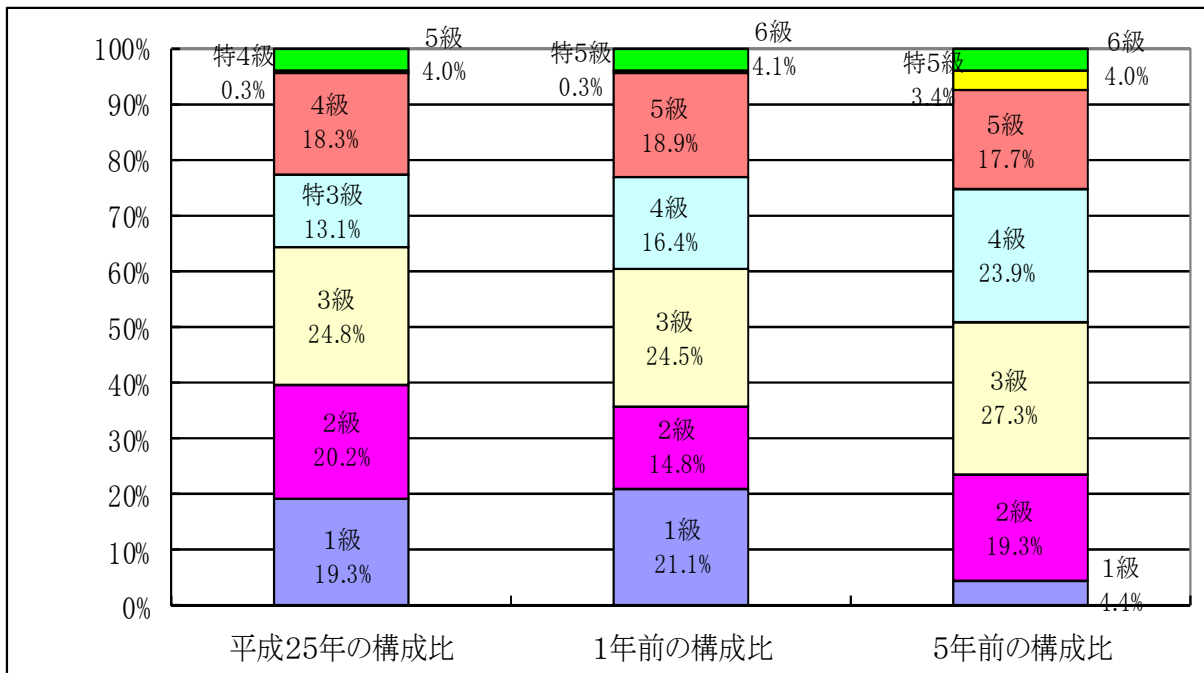
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,000円	406,625円	(24年) 400,550円	444,900円
	高校卒	(11年) 232,200円	330,625円	416,500円	411,150円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	189,550円	237,700円	372,175円	372,150円
教育職	大学卒	298,700円	(19年) 386,850円	(26年) 404,300円	(31年) 438,433円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	一般事務（技術）職	62人	19.3%	130,400円	245,100円
2級	一般事務（技術）職	65人	20.2%	200,400円	388,100円
3級	係長・主査・主任	80人	24.8%	239,900円	427,800円
特3級	課長補佐・主席係長（主任）	42人	13.1%	263,900円	449,800円
4級	課長	59人	18.3%	283,000円	486,600円
特4級	次長	1人	0.3%	313,300円	500,800円
5級	部長	13人	4.0%	377,600円	527,800円

(注) 1 芦屋市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成25年4月1日より6級を5級，特5級を特4級，5級を4級，4級を3級に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。なお，平成22年度からは，管理職（課長級以上）を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芦屋市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（24年度） 1,600千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,625千円	—
（24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分（0.65）月分	（24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分（0.65）月分	（24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分（0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% （抑制後4～10%） ・管理職加算 10～20% （抑制後5～10%）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成22年度からは、管理職（課長級以上）を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しており、平成23年度からその評価結果を勤勉手当へ反映させています。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

芦屋市	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）
1人当たり平均支給額 6,890千円	27,513千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（25年4月1日現在）

支給実績（24年度普通会計決算）		430,736千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		572,787円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全地域	14%	663人	15%

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度普通会計決算）		48,853千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		119,740円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		54.91%	
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	感染症患者、物件等の処理作業に従事した職員	感染症患者、物件等の処理作業	1回1,200円以内
行旅病人等処置手当	行旅病人・行旅死亡人の収容等の処置作業に従事した職員	行路病人等の収容と収容の処置作業	1回1,600円以内
汚物取扱手当	汚泥、汚物を取扱う職員	臨時又は緊急の必要による汚泥、汚物の処理	1回300～1,500円
非常作業手当	勤務時間外に災害対策業務のため出勤し業務に従事した職員	勤務時間外での災害対策業務	1時間200～日額2,400円
交替制勤務手当	消防職員等	深夜等に勤務したとき	1回350～1,590円
消防業務手当	消防署職員	災害出動、救急業務等	1回100～600円
技術技能手当	薬剤職、医療技術職、栄養職、看護職等	特殊な技術・技能を必要とする業務	1日160～420円
特殊事務手当	福祉保護現業業務、用地買収・折衝業務、動物の死体受取業務等に従事した職員	福祉保護現業業務、用地買収等業務、動物の死体受取業務等	1日120～705円
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時の生徒の保護等	1日900～6,000円
教育業務連絡調整手当	市立幼稚園教諭	主任の職務にかかる業務	1日200円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌1月3日に特別の業務に従事した職員	年末年始期間の業務	日額5,000円
技能現場作業手当	技能長・副技能長等	高度の技能と経験を必要とする業務を行う技能職員	月額16,000円/29,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度普通会計決算）	115,410千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	306千円
支給実績（23年度普通会計決算）	117,760千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	318千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合1人 11,000円) 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同じ	—	千円 73,948	円 240,091
住居手当	家賃支払者 33,500円以内 持家居住者 9,900円	異なる	手当額。持家居住者に支給	千円 115,168	円 227,156
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月24,500円)	同じ	—	千円 89,570	円 145,170
管理職手当	部長 101,000円 次長 83,000円 課長 73,000円 保育所長 63,000円 課長補佐 52,000円 係長 36,000円 係長 43,000円 (施設管理者)	異なる	役職に応じて定額で支給	千円 204,000	円 812,747
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中の勤務	同じ	—	千円 27,396	円 153,910

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分		給料	月額等	
給料	市長	836,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	724,000円	1,000,000円 /	440,000円
報酬	議長	698,000円	698,000円 /	310,000円
	副議長	618,000円	620,000円 /	245,000円
	議員	560,000円	560,000円 /	222,000円
期末手当	市長	(24年度支給割合)		
	副市長	3.95月分 (役職加算20%)		
退職手当	議長	(24年度支給割合)		
	副議長	3.95月分 (役職加算20%)		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	836,000×在職月数×0.48	19,261,440円	任期毎
		724,000×在職月数×0.29	10,078,080円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

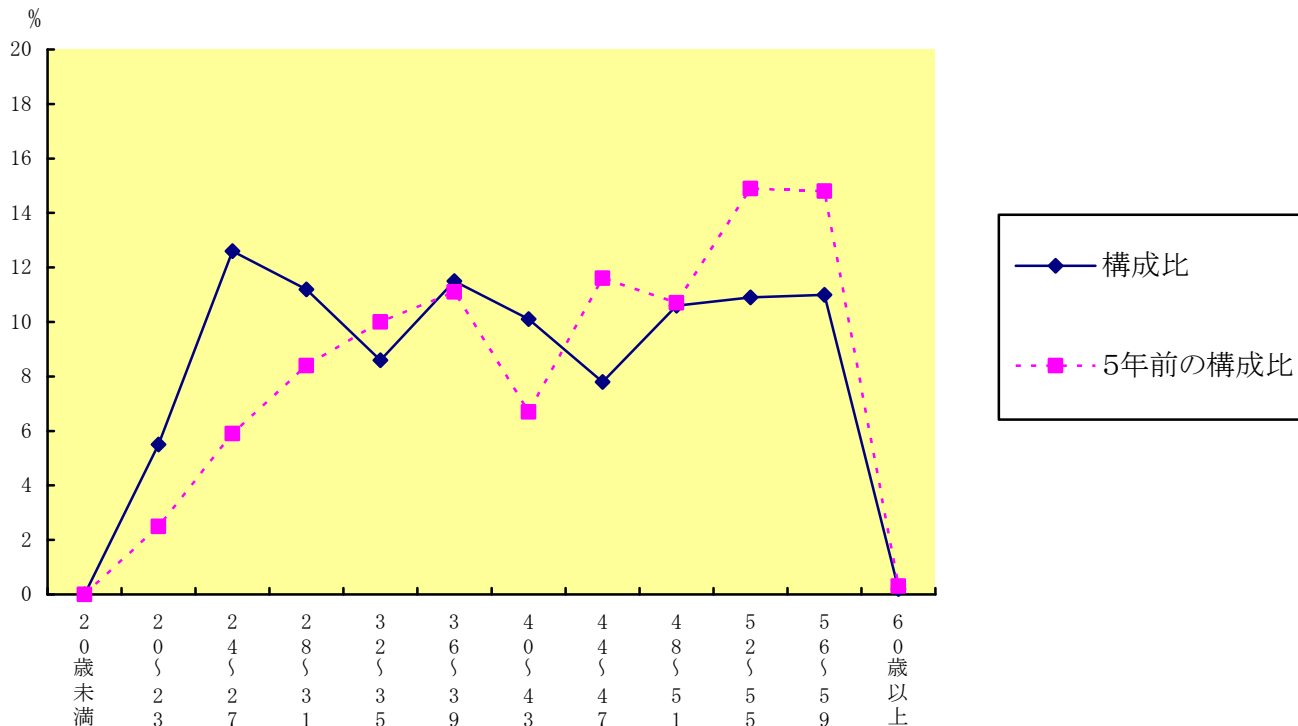
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数 (人)		対前年増減数 (人)	主な増減理由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7		業務量増加対応 業務量増加対応 組織改正及び退職不補充等 退職不補充 指定管理者制度導入及び退職不補充等
		総 務	95	97	2	
		税 務	37	37		
		民 生	162	168	6	
		衛 生	62	59	▲3	
		労 働	2	1	▲1	
		農林水産	1	1		
		商 工	1	1		
	土 木	65	61	▲4		
計	計	432	432		<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.48人 類団人口1,000人当たり職員数 5.38人	
部 門	教 育 部 門	教 育 部	148	142	▲6	事務の統合縮小及び退職不補充等 退職不補充
		消 防 部 門	91	90	▲1	
	小 計 A	671	664	▲7	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.89人 類団人口1,000人当たり職員数 7.26人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他 小 計 B	病 院	203	215	12	病院事業の拡大 事務の統合縮小 業務量増加対応
		水 道	40	40		
		下 水 道	27	26	▲1	
		そ の 他	26	27	1	
小計 B	296	308	12			
合 計	A + B	967 [1,062]	972 [1,062]	5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.09人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	53	122	109	84	112	98	76	103	106	107	2	972

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		430	420	420	422	432	432	2(0.5%)
教育		169	165	155	152	148	142	▲27(▲16.0%)
消防		86	87	89	90	91	90	4(4.7%)
普通会計計		685	672	664	664	671	664	▲21(▲3.1%)
公営企業等会計計		257	268	279	281	296	308	51(19.8%)
総合計		942	940	943	945	967	972	30(3.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 芦屋市水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	2,007,771	39,360	336,525	16.8	17.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	42	176,578	87,245	72,702	336,525	8,013	6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の抑制措置

- ・ 給料の減額（55歳を超える課長級以上1.5%）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
芦屋市水道事業	45.3歳	420,234円	658,463円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

芦屋市水道事業	団体平均
1人当たり平均支給額（24年度） 1,731千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,476千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

芦屋市水道事業			団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.03月分	28.7875月分		
勤続25年	32.83月分	38.955月分		
勤続35年	46.55月分	55.86月分		
最高限度額	55.86月分	55.86月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）				
1人当たり平均支給額			28,769千円	1人当たり平均支給額 14,889千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績（24年度決算）			27,171千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）			646,935円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全地域	14%	40人	14%

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		2,302千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		92,066円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		59.52%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物取扱手当	浄水場に勤務する職員	浄水場での次亜塩素の取替え作業業務	1回120円
非常作業手当	予期しない出水、浸水その他著しく困難な作業条件下にかかわらず緊急に又は、強行に作業に従事した職員	予期しない出水、浸水その他著しく困難な作業条件下にかかわらず緊急に、又は強行に作業に従事したとき	1回400～1,200円
交替制勤務手当	奥山浄水場に勤務する職員	交替制勤務に従事したとき	1回1,240円
待機手当	奥山浄水場に勤務する職員	夜間勤務での待機	1回5,900円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌年1月3日に特別の業務に従事した職員	年末年始期間の業務	日額5,000円
特殊事務手当	水道料金の滞納精算及び停水処分に従事した職員	給水料金の滞納精算及び停水処分に従事したとき	1日230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	24,346千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	1,014千円
支給実績（23年度決算）	23,064千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	913千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合1人 11,000円) 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同 じ	—	6,139千円	219,232円
住居手当	家賃支払者 33,500円以内 持家居住者 9,900円	同 じ	—	7,041千円	213,353円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月24,500円)	同 じ	—	5,742千円	151,107円
管理職手当	部 長 101,000円 次 長 83,000円 課 長 73,000円 保育所長 63,000円 課長補佐 52,000円 係 長 36,000円 係 長 43,000円 (施設管理者)	同 じ	—	12,730千円	748,841円

(2) 芦屋市病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	4,624,347	▲720,627	1,534,141	33.2	38.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 200	千円 771,336	千円 443,825	千円 318,980	千円 1,534,141	千円 7,671	千円 6,764

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の抑制措置

- ・ 給料の減額（企業職給料表適用者のみ）
（55歳を超える課長級以上1.5%）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
芦屋市病院事業（医師）	46.9歳	616,346円	1,231,105円
芦屋市病院事業（看護師）	37.9歳	341,911円	515,171円
芦屋市病院事業（事務職員）	41.2歳	384,910円	653,762円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

芦屋市病院事業	団体平均
1人当たり平均支給額（24年度） 1,564千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,331千円
（24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

芦屋市病院事業	団体平均
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 1,597千円 26,250千円	1人当たり平均支給額 6,044千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		118,441千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		607,392円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全地域	14% 医師職は15%	215人	14%

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		118,323千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		704,301円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		83.58%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	感染症患者、物件等の処理作業に従事した職員	感染症患者、物件等の処理作業	1回1,200円以内
非常作業手当	勤務時間外に災害対策業務や緊急の診療業務のために出勤し業務に従事した職員	勤務時間外での災害対策業務や緊急の診療業務	1時間200円～ 1回2,900円
夜間看護手当	助産師、看護師、准看護師	交替制勤務により深夜等に勤務したとき	1回2,000円～ 6,800円
医師特別調整手当	医師職の職員	診療業務	月額200,000円～ 280,000円
放射線取扱手当	医療技術職、看護職の職員	放射線を人体に対して照射する業務又はその補助業務に従事したとき	1月7,000円
病棟勤務手当	看護職の職員	交替制勤務にて病棟に勤務したとき	1月3,000円
救急入院手当	医師職、看護職の職員	緊急の入院の対応業務	1件500円～5,000円
解剖手当	看護職、医療技術職の職員	解剖業務	1件3,000円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌年1月3日に特別の業務に従事した職員	年末年始期間の業務	1時間1,730円

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	41,397千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	274千円
支給実績（23年度決算）	42,162千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	406千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合1人 11,000円) 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同じ	—	17,327千円	237,349円
住居手当	家賃支払者 33,500円以内 ローン償還者 14,600円以内 持家居住者 7,900円	異なる	ローン償還者に支給 持家居住者 手当額	39,726千円	273,972円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月24,500円)	同じ	—	37,892千円	202,633円
管理職手当	(行政職給料表適用者) 局長 101,000円 課長 73,000円 課長補佐 52,000円 主査 36,000円	同じ	—	45,069千円	1,001,533円
	(医療職給料表適用者) 病院長 136,000円 副病院長 108,000円 科部長 93,000円 科次長 88,000円 主任医長 76,000円 医長 72,000円 副医長 43,000円	異なる	区分及び金額		
	(医療技術職給料表, 看護職給料表, 医療専門事務職給料表適用者) 局長 108,000円 薬剤科部長 88,000円 主任技師長 } 看護部長 } 76,000円 技師長 } 看護師長 } 72,000円	異なる	区分及び金額		

8 技能労務職員等の給与等の見直しにむけた取組方針

(1) 現状

① 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員データ（平成 25 年 4 月 1 日）

2 (1)②のとおり

②職種ごとの年齢別の人数（平成 25 年 4 月 1 日）

区 分	19 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳		
全 体	0	1	5	5	6	8	14	8	14	23	19	0
うち清掃職	0	1	3	0	0	0	6	4	5	5	3	0
うち調理職	0	0	1	3	5	3	4	1	1	1	3	0
その他	0	0	1	2	1	5	4	3	8	17	13	0

③その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表の 1～特 3 級を適用する。

イ 諸手当

扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、

休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当

ウ 昇給基準

昇給日前 1 年間の勤務成績に応じ 4 号給（55 歳を超える職員については 2 号給）を標準として昇給する。

(2) 基本的な考え方

技能労務職員については、平成 19 年 10 月策定した行政改革実施計画に基づき、退職者の欠員不補充を原則として、職員配置基準の見直しを検討する中で、事務事業の見直しを行い適正配置に努めていく。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を見ながら、適宜改正等の判断をしていく。

(3) 具体的な取組内容

①特殊勤務手当について、平成 17 年度に火葬業務手当、雨中作業手当、危険物取扱手当及び変則勤務手当を廃止し、その他の手当についても見直した。また平成 24 年度に、年末年始等特別勤務手当について見直しを行った。

②昇給については、今後人事評価制度の導入を行い、その評価基準に応じた昇給制度を検討する。

(4) その他

技能労務職員については、原則、退職者の欠員不補充としており、今後、事務・事業の見直しを行う中で、民間に委ねられることができる業務については、行政責任の確保、市民サービスの維持・向上等に留意しながら民間委託等を行っていく考えである。